

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

専 決 処 分 書

匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市条例第 16 号

匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

匝瑳市国民健康保険税条例（平成 18 年匝瑳市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 22 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の匝瑳市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参考)

匝差市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1条 略 (課税額)		第1条 略 (課税額)	第1条 略 (課税額)		第1条 略 (課税額)
第2条 略		第2条 略	第2条 略		第2条 略
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6 6 万円</u> とする。		2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6 5 万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 6 万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 4 万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 4 万円</u> とする。
4 略		4 略	4 略		4 略
第3条～第21条 略 (国民健康保険税の減額)		第3条～第21条 略 (国民健康保険税の減額)	第3条～第21条 略 (国民健康保険税の減額)		第3条～第21条 略 (国民健康保険税の減額)
第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、 <u>6 6 万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、 <u>2 6 万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。		第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、 <u>6 6 万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、 <u>2 6 万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。	第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、 <u>6 5 万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、 <u>2 4 万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。	第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、 <u>6 5 万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、 <u>2 4 万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。	第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、 <u>6 5 万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、 <u>2 4 万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。
(1) 略		(1) 略	(1) 略		(1) 略
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1 0 万円を乗じて得た金額を加		(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1 0 万円を乗じて得た金額を加	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1 0 万円を乗じて得た金額を加		(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1 0 万円を乗じて得た金額を加

算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア～エ 略 2・3 略 以下 略	ア～エ 略 2・3 略 以下 略